

# 保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

## (認可外保育施設)

### 1. 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のことを総称して、「認可外保育施設」と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

### 2. 設置後の届出について（児童福祉法第59条の2）

原則1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設については、届出が必要です。

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1ヶ月以内に都道府県知事に対する届出が義務づけられています。認可外保育施設設置届出書に記入のうえ、必要書類を添えて、必ず1ヶ月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

（狭山市内に設置した場合には、狭山市福祉こども部保育課へ届出いただきます。）

### 3. サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。

#### (1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第9条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

（書面交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4. 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

建築基準法は狭山市の建築審査課、消防法については消防本部、食品衛生法につきましては保健所、労働基準法については労働基準監督署に事前に確認してください。

5. 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

（狭山市内の保育施設については、埼玉県より権限の移譲を受けている狭山市が指導監督を行います。）

6. 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第4号）

## 7. 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第6項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

8. このようなことから、施設の運営にあたっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

狭山市福祉こども部保育課  
施設指導・支援担当  
電話：04-2953-1111  
内線：1531・1532

## 届出対象外施設

<p>事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設または保育を委託する施設。</p>
<p>事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設または保育を委託する施設。</p>
<p>厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設または保育を委託する施設。</p>
<p>店舗その他の事業所において商品の販売または役務の提供を行う事業者が、商品の販売または役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設または当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設。</p>
<p>親族間の預かり合い。(利用者が四親等内の親族を対象)</p>
<p>親族や乳幼児の保護者と親しい友人・隣人等による預かり。</p>
<p>半年を限度として臨時に設置する施設。</p>
<p>学校教育法に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設。(同一敷地内等)</p>